

「災害に強い森林づくり」JRに向けた 新たな森林整備の考え方



このパンフレットは、平成22年4月1日にスタートする
新たな森林整備の方法をわかりやすくまとめたものです

- 県では、「災害に強い森林づくり」を進めるにあたっての伐採、造林、間伐、作業道(路)等の新たな森林整備の考え方に基づき、木曽川、揖斐川、長良川、飛騨川、宮・庄川森林計画区の各地域森林計画を改定し、4月1日から施行します。
- 市町村が定める市町村森林整備計画においても、新たな森林整備の考え方に基づく改定が4月1日から施行されます。

岐阜県林政部林政課
平成22年3月



岐阜県森林づくりキャラクター

「災害に強い森林づくり」に向けた新たな森林整備の考え方

森林は、木材を生産するだけでなく、きれいで豊かな水を育み、災害から安全・安心なくらしを守るなど、私たちの生活に欠かせない様々な働きがあります。こうした森林の働きを発揮させていくためには、適切な森林整備が欠かせません。

岐阜県の森林を健全で豊かな森林とするため、森林を整備する場合には、次の事項に留意してください。

伐採に関すること

①1haを超える人工林を伐採(主伐)する場合に守るべき事項

■ 抜伐(抜き伐り)もしくは小面積かつ分散的な皆伐^(※1)を原則とする。

■ 保残木を残置する。

できる限り保残木(平均径以上の立木を50~100本/ha程度)を残し、気象条件を十分に勘案し、急傾斜地、岩石地等では、ある程度集団的に配置してください。

■ 保護樹帯を残置する。

尾根、谷筋、人家・道路沿いの急傾斜地など防災上の観点から必要な箇所では、保護樹帯を2~3列(20~30m)程度の幅で列状又は塊状で残してください。

■ 更新が困難な場所では、裸地化を回避する。

ササ等が繁茂したり土壌が極めて悪いなど、森林の更新が困難な場所では、裸地化を避けてください。

■ 伐採跡地では、原則、植栽をする。

植栽本数は1000本/ha以上としますが、自然条件や既往の植栽本数を勘案して決定してください。



②天然林^(※2)を伐採する場合に守るべき事項

■ 天然林は、萌芽による更新^(※3)を基本とする。

若齢林では萌芽更新としますが、そうでない場合は、天然更新しやすいよう一定期間「母樹」を残してください。

(※1) 皆伐：一定面積の立木の全部、または大部分を一度に伐採すること。

(※2) 天然林：当考え方では、主に広葉樹林という意味で「人工林」に対する用語として用いる。

(※3) 萌芽による更新(萌芽更新)：林木を伐採した後の株から発生させた新しい芽を生長させて森林を更新する方法。

造林・森林整備に関するこ

①植栽は、適地適木^(※4)を基本とする。

地域の自然・立地条件などを勘案して、健全な森林の育成が見込まれる樹種としてください。

②適期に適正な森林整備を実施する。

人工林では、間伐の適期実施など適正な森林整備を実施してください。

(※4) 適地適木：それぞれの林地の持っている自然の立地条件に合った樹種を選択し植栽すること。

作業道(路)は、高性能の林業機械等を利用した山づくりには必要不可欠な施設です。しかし安易な開設は大雨等により被災するばかりか、土砂災害を引き起こす危険性も高くなります。そこで、作業道(路)をつくる場合には、次の事項に留意してください。

道づくりに関するここと

①必要最小限度の開設とする。

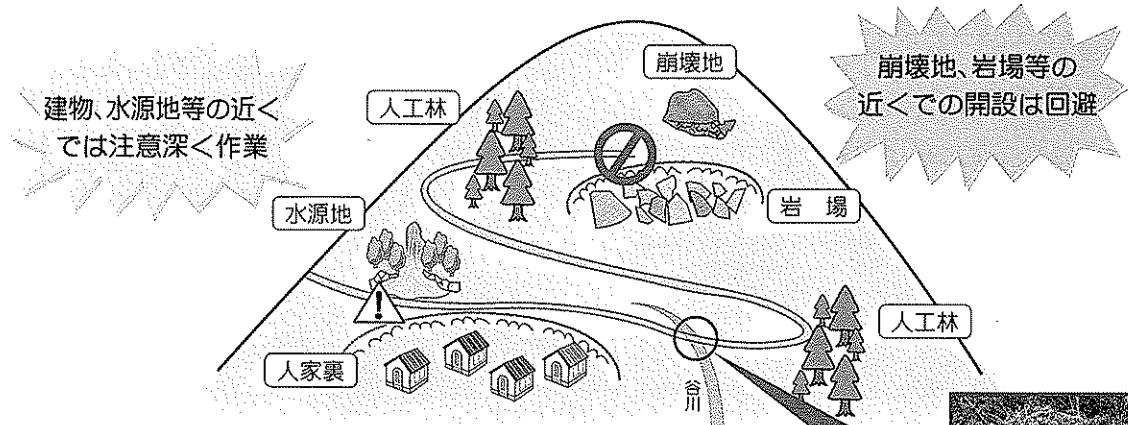
将来の利用を想定した、計画的な路網配置及び必要十分な規格となるよう努めてください。

②崩壊の危険が大きい箇所では設置を回避する。

崩壊地、崖錐地など崩壊の危険が大きな箇所では、路網、土場の設置を回避してください。

建物など重要な保全対象が直下にある箇所では、注意深い開設、丁寧な維持管理に努めてください。

路網配置のイメージ



③路網は、谷川を横断する箇所が少なくなるよう配置する。

横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定してください。



洗越工のイメージ

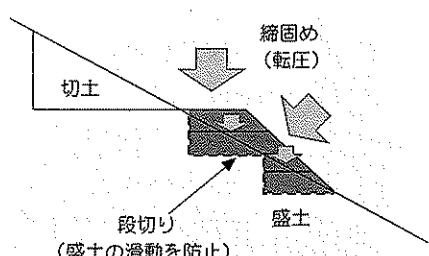
④排水施設は、流量の少ない谷では洗越工を基本とする。

管渠は、土石や流木等が詰まりやすく、路体の流出・崩壊につながる恐れがあります。

⑤集材方法や使用機械に応じた、必要最小限の無理のない路網配置とする。

⑥切土はできるだけ低くし、土質に応じた適正な勾配で切り取る。

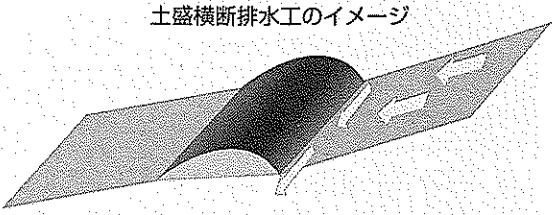
⑦盛土はできるだけ低くし、地山に応じた安定した勾配で施工するとともに、「段切り」や「締固め」を実施する。



⑧路面水は、土盛横断排水工で処理する。

路面水が集中しないよう、土盛横断排水工で分散排水をしてください。

排水箇所は、できるだけ安定した場所にしてください。



1haを超えて人工林を皆伐する場合、平成22年4月1日から手続きが一部変わります。

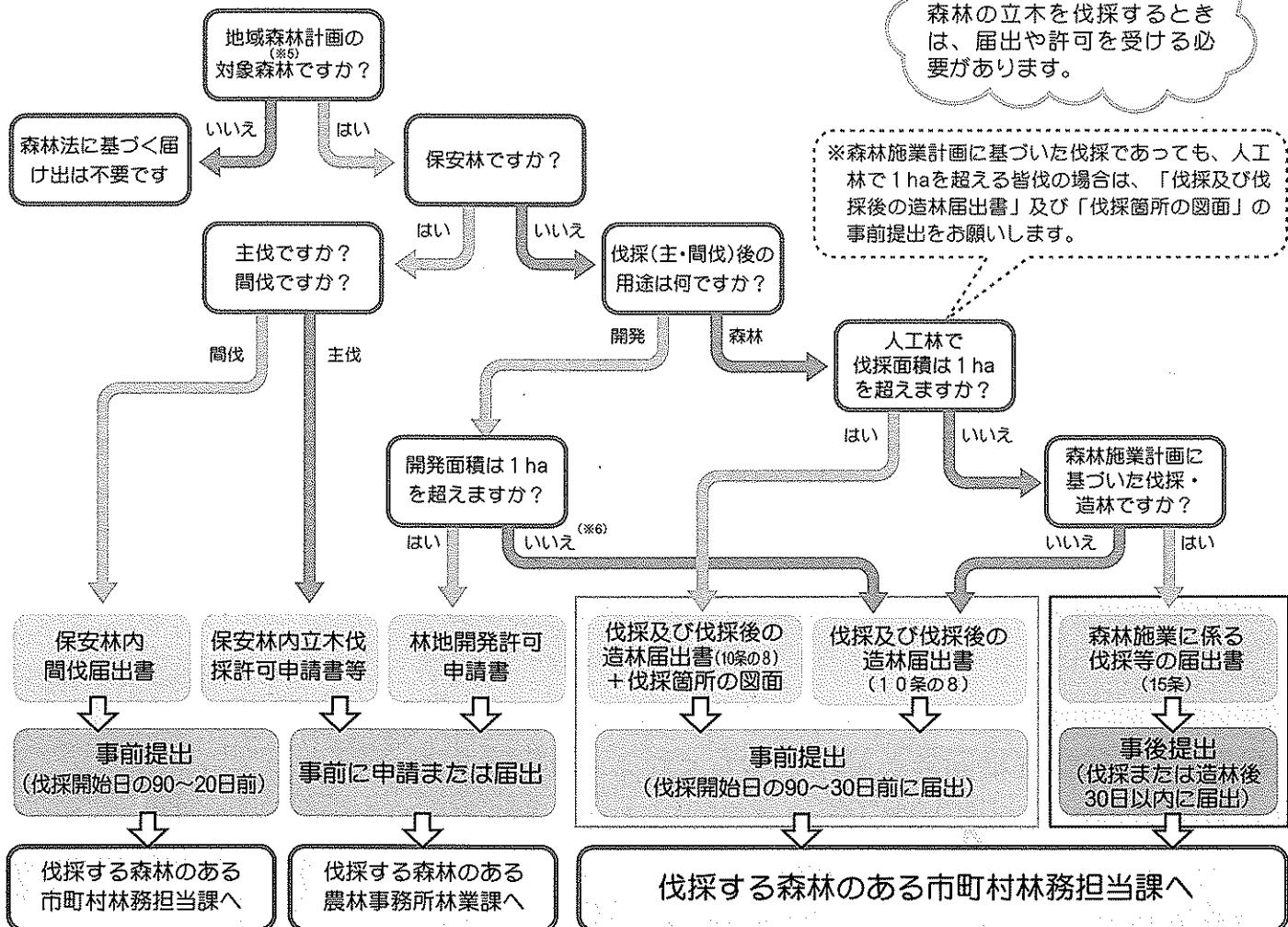
森林法第10条の8に基づく伐採の場合

「伐採及び伐採後の造林の届出書」及び「伐採箇所の図面」の添付をお願いします。

森林法第15条に基づく伐採の場合

「伐採及び伐採後の造林の届出書」と「伐採箇所の図面」の事前提出をお願いします。

▲森林法に基づく伐採に関する手続きの流れの概要



たとえ自分の山であっても、森林の立木を伐採するときは、届出や許可を受ける必要があります。

(※5) 地域森林計画の対象森林：都道府県知事が5年ごと10年を1期として立てる地域森林計画に基づき、計画的な森林整備を行うとされる森林。

(※6) 開発面積が1haを超えない場合は、伐採及び伐採後の造林届出書の他に、開発区域を示す図面なども添付してください。

Q 提出する書類の様式は？

A 提出する書類は、次のとあります。

1. 「伐採及び伐採後の造林の届出書」
2. 「伐採箇所の図面」（縮尺は、5千分の1程度）
 - ・様式は岐阜県のホームページ(<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11511/seido/yousiki/11511001.htm>)からダウンロードできます。
 - ・「伐採箇所の図面」には、伐採箇所のほか、保護樹帯や作業道等の位置を記載してください。

1haを超える人工林の皆伐の場合

Q 森林施業計画を樹立していても事前に提出する必要があるの？

A 岐阜県では、伐採状況などの確認、合法木材推進の観点から、森林法第10条の8に基づく伐採と同様に「伐採及び伐採後の造林の届出書」及び「伐採箇所の図面」の事前提出をお願いします。また、伐採後は森林施業計画（森林法第15条）に基づく届出書を今までどおり提出してください。

Q だれが届け出るの？

A 森林所有者または立木を買い受けた方などです。伐採のみを委託された方は提出できません。

